

裁判員制度スタートまで1年となりました!

国民の司法参加は本当に大丈夫なのか?

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年法律第63号)による国民の司法参加が、いよいよ来年7月下旬ごろに実際にスタートすることになりました。

裁判員裁判では、裁判官3人と裁判員6人が共同して、重大な刑事事件を公判で裁き、評議を行って有罪か無罪かを決め、有罪の場合には、どのような刑に処するかを決めることになります。

最高裁が、4月1日に発表した全国1万人の意識調査によると、「参加したくないが義務なら参加せざるを得ない」が45%で最も多く、一方、「義務でも参加したくない」が38%と合わせると消極的な意見が80%を超えています。

調査では「被告の運命が決まるため責任が重い」(75%)、「法律の素人に裁判ができるか不安」(64%)などの心配が噴出しています。

裁判員制度がなぜ導入されたかについては、法曹三者で作成したパンフレットの

説明によると「国民のみなさんが裁判に参加することによって、法律の専門家ではない人たちの感覚が、裁判の内容に反映されることとなります。その結果、国民の皆さんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなど世界の国々で広く行われています。」と書かれています。ただ、重責を担う国民が納得できる説明が不十分なまま本番が近づけば、ますます不安が募り混乱することが憂慮されます。

海蔵地区人権・同和教育推進協議会では、法律が公布された翌年から、随時、人権問題にかかわる立場から啓発活動を進めてきました。しかし、多くの人には裁判は関わりのないことだと、いまなお関心が薄いようです。専門的な法律の知識は別として、基礎的な知識がないと不安がますます募ります。学ぶ機会を見つけ積極的に参加し、不安を解消して欲しいと思います。

日本国憲法がめざす民主主義社会

～社会生活における民主主義～

1. 社会生活の民主化

民主主義が発達する前には、西洋にも封建制度が行われていたし、日本にも、武家政治の時代を通じて長い間封建制度が続きました。明治維新によって廃止されましたが、そのなごりはポツダム宣言を受諾して政治の民主化が行われるまで続いてきました。一方、日本人の心の中には、まだまだ封建的な気持が残っています。人間のほんとうの値打ちを見ないで、家柄によって人を敬ったり、さげすんだりするのは、封建思想のなごりですし、上役は下役にいばりちらしたり、気に入った子分だけを引き立てたりするのも封建的です。親の威光で子どもの人格を無視したり、夫が妻を一段低いもののように見下すのも、封建時代のなごりです。人と人との間に、人格的な価値とは無関係な上下の差別をつけてみたがるのは、日本人の封建制のあらわれです。そういうくせを取り除かない限り、社会生活の真の民主化は実現しないのです。

(教科書(上) P135～P138)

2. 個人の尊重

社会生活における民主主義の根本の原理は、人間を個人として尊重することです。「わたし」であろうと「あなた」であろうと、人間としての存在は何よりも重んじられなければならないということであり、民主的な社会生活は、このような人間

の自覚と個人の尊重とから始まります。封建社会では、少数の特権階級の幸福のために、大多数の人々の幸福が犠牲にされました。西洋の進んだ民主国家の国民は、封建制度を倒し、専制主義をくつがえし、独裁政治と闘いました。そのため人間の自由と個人の権利とをあくまで守り抜こうとする強い意志をもっています。しかし、日本ではそのような経験がないため、本当に自分から尊く思う気持が出てこない傾向がみられます。幸福は、天から降ってくるものではありません。不断的努力によって守っていくべきだし、その尊さを真に心の中で常にかみしめるべきだと思います。

(教科書(上) P140～P141)

3. 個人主義

人間を個人として尊重する立場は、個人主義である。だから、民主主義の根本精神は個人主義に立脚しています。軍国主義の時代の日本の政治家や思想家たちは、民主主義をいやしむべき利己主義だとのしり圧迫しました。個人が社会人としてりっぱになれば、世の中は自然とりっぱになります。個人個人の生活が向上すれば、おのずと明るい幸福な社会が創りあげられます。だから、尊重されるべきなのは、「一部の人間」ではなく、生きとし生ける「すべての個人」なのです。その考え方のどこに、いやしむべき利己主義が潜んでいる



教科書「民主主義」(上) P137より

日本における

民主主義の歴史

最終回

連載を終えるにあたって

これまで5回にわたって民主主義の本質的な意義を理解していただくため教科書の内容を順次紹介してきました。民主主義は、決して単なる政治上の制度ではなく、社会生活のあり方であり、社会生活を営むすべての人々の心の持ち方です。最終回は、まだまだ進める必要があるわが国の社会生活の民主化について、教科書から関係部分を紹介してシリーズのまとめとさせていただきます。(広報部)
(バックナンバーは市民センターロビーに置いてあります。)

のでしょうか。民主主義に反対する独裁主義者は、全体主義を主張します。個人を尊重しないで民族全体とか国家全体を一番尊いものであり、個人は、全体のために犠牲になって当然だと教えます。また全体主義者は、民主主義は個人主義だから民主国家の国民は国家観念がうすく、愛国心に乏しいといい、道徳や宗教、教育もすべてそういう政策の道具にして国民に全体主義を教え込みます。私たちは、その末に破局の道を歩んだ過去の歴史の教訓を忘れないようにしたいものです。

(教科書(上) P142~P144)

4. 権利と責任

個人主義は、自分であると他人であることを問わず、すべて人間を個人として尊重します。自分を尊重するのは、自分の人格を大切にすることであり、自己の正当な権利を擁護することです。

人格を重んじる者は、自分の人格を磨くことに努めなければならないし、自己の正当な権利を主張する者は、同時に、他人の正当な権利を重んじなければなりません。自分の人格がいやしいのに、どうして他人から尊敬されることが期待できるのでしょうか。他人の立場を重んじないで、どうして自分の立場だけを認めさせる資格があるといえるのでしょうか。だから、個人主義は、個人の権利を重んじると同時に、個人の責任を重んじるのです。個人個人がその責任を自覚することによって、すべての社会活動が円滑に行われるようになることが期待できるのです。

(教科書(上) P145~P146)

(註) 記事中の「教科書」とは、文部省著作教科書「民主主義」(上)・(下) 教育図書刊行を指します。

お知らせ

◆2008年度総会の開催◇

□2008年度の総会を下記により開催致します。2008年度の事業計画や予算案などを審議していただく大事な会議ですので、今年度の委員に就任されました方は、公私ともご多忙中恐れ入りますが、万障お繰り合わせの上、ご出席いただきますようお願い致します。なお、どうしてもご都合が悪い場合は、別途、開催通知文書と同封してお届けします「委任状」を地域団体事務局まで期日までにお届けくださいますようよろしくお願い致します。

記

- 開催日時
6月2日(月) 19時より
- 開催場所
海蔵地区市民センター中会議室(2階)
- 出席対象者(役員を除く。)
自治会ブロック代表委員
自治会各町代表・啓発委員
団体代表・推進委員
- 第1回委員研修会
総会に引き続き、同じ会場にて第1回委員研修会を開催します。
(終了予定 20時50分頃。)

◆もしも裁判員に選ばれたら◇

所定の手続きを経て、裁判員に選ばれますと指定された日時に裁判所に出向き、裁判官と一緒に公開の法廷に出て証拠を調べたり、証人や被告人に質問をして有罪か無罪かの心証を固めていきます。

評議の場では、裁判官と裁判員全員で証拠にもとづいて有罪か無罪かについて評議します。評議においては、評議に参加された方全員の意見が必要とされていますので、評議に当たっては、必ず自ら意見を述べることになります。意見は、議論が進む中で、気づいた範囲で、自由に述べればよいことになっています。

専門的なことは、裁判長や裁判官から説明されますが、憲法に定める正しい刑事手続とか刑事裁判の基本的なルール、例えば、「疑わしきは被告人の利益に」(真黒のみ有罪、灰色の有罪はない。)などは、刑事裁判に臨む国民の常識として知っておくことと、日ごろから自分の意見を、自分のことばで話す練習をしておくことが、選任対象国民の最低限の責務ではないでしょうか。証拠のみで判断し、良心に従い、正義の実現をめざしましょう。

◆原稿募集◇

今年度も、がんばって発行したいと考えています。皆様からの投稿をお待ちしています。原稿は、地域団体事務局までお届け下さい。(広報部)